

はえ縄漁業（県外入漁）

番号	制 限 措 置（規則第11条関係）							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
-	ふぐはえ縄漁業（山口県漁業者）	定めなし	定めなし	定めなし	大分県大分市大字佐賀関関崎から同市大字佐賀関高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者	周年
-	ふぐはえ縄漁業（宮崎県漁業者）	定めなし	定めなし	定めなし	大分県大分市大字佐賀関関崎から同市大字佐賀関高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	次のいずれにも該当する者又はその者の廃業に伴い新たに漁業を営もうとする実子 1 昭和62年に大分県知事からはえなわ漁業の許可を受けた者 2 過去3年以内に大分県知事の許可を受け操業実績のあった者	周年
-	たいはえ縄漁業（愛媛県漁業者）	26 人	定めなし	定めなし	大分県大分市関崎から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	11月1日から翌年の10月31日まで	「大分県及び愛媛県との間におけるはえなわ漁業の相互入漁に関する覚書」に基づいて入漁する愛媛県に漁業根拠地を有する者	周年
-	はもはえ縄漁業（愛媛県漁業者）		定めなし	定めなし	大分県大分市関崎から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月1日から翌年の3月31日まで	「大分県及び愛媛県との間におけるはえなわ漁業の相互入漁に関する覚書」に基づいて入漁する愛媛県に漁業根拠地を有する者	周年
-	ふぐはえ縄漁業（愛媛県漁業者）		定めなし	定めなし	大分県大分市関崎から同市高島西端及び同島東端を経て愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	「大分県及び愛媛県との間におけるはえなわ漁業の相互入漁に関する覚書」に基づいて入漁する愛媛県に漁業根拠地を有する者	周年

- 備考
- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
 - 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
 - 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
 - 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。